

# 平成25年度公共用水域測定結果の概要

県内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条の規定により作成した水質測定計画に基づき水質測定を実施した（測定は国土交通省、県、甲府市が実施）。

## I 生活環境の保全に関する環境基準項目の測定結果

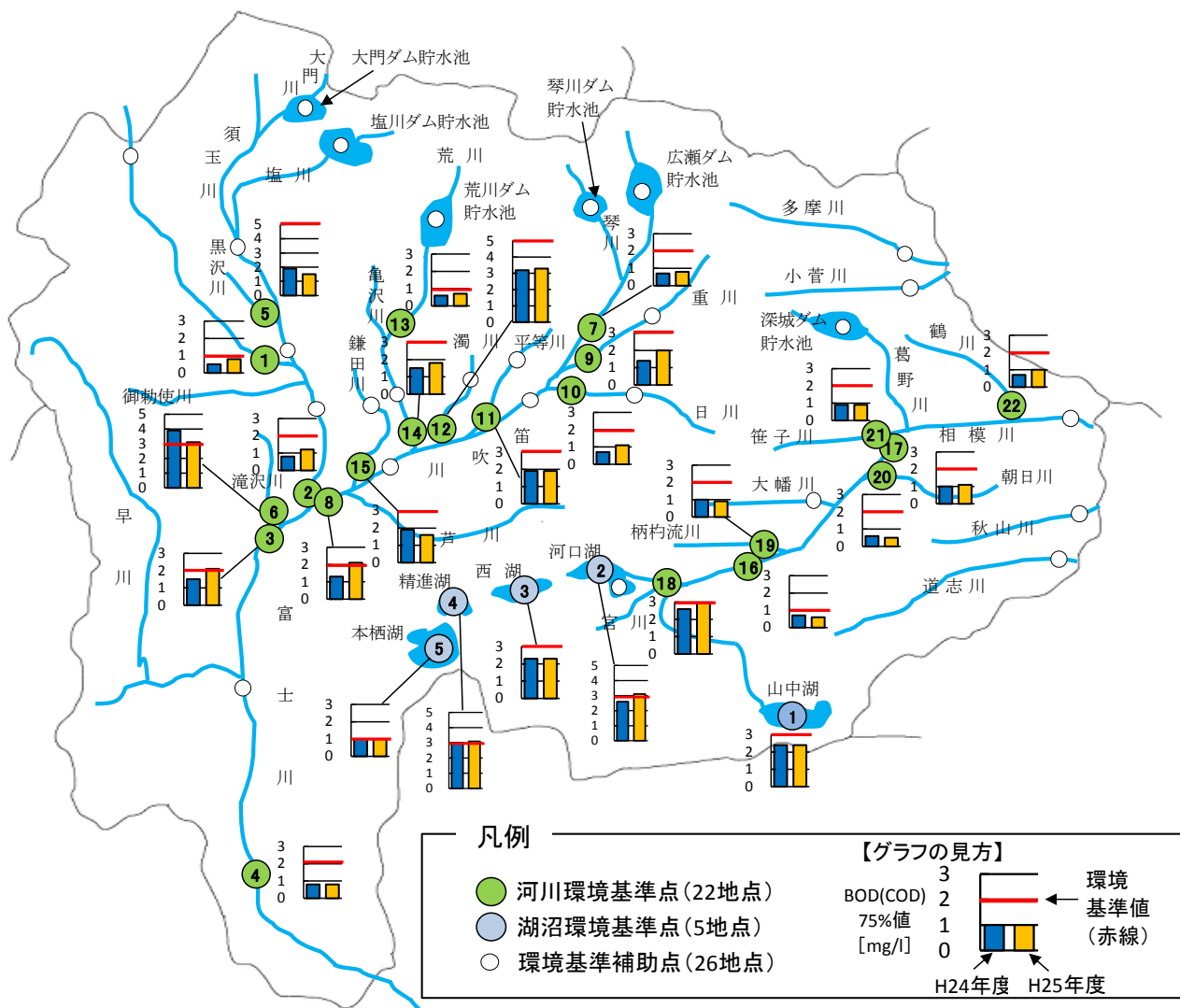
○ 生活環境の保全に関する環境基準項目のうち、水の汚れの程度を示す値（河川：BOD、湖沼：COD）について、河川では、富士川富士橋、滝沢川新大橋及び笛吹川三郡東橋において環境基準を超過したが、その他の地点において環境基準を達成した。

湖沼では、河口湖湖心及び精進湖湖心において環境基準を超過したが、その他の地点において環境基準を達成した。

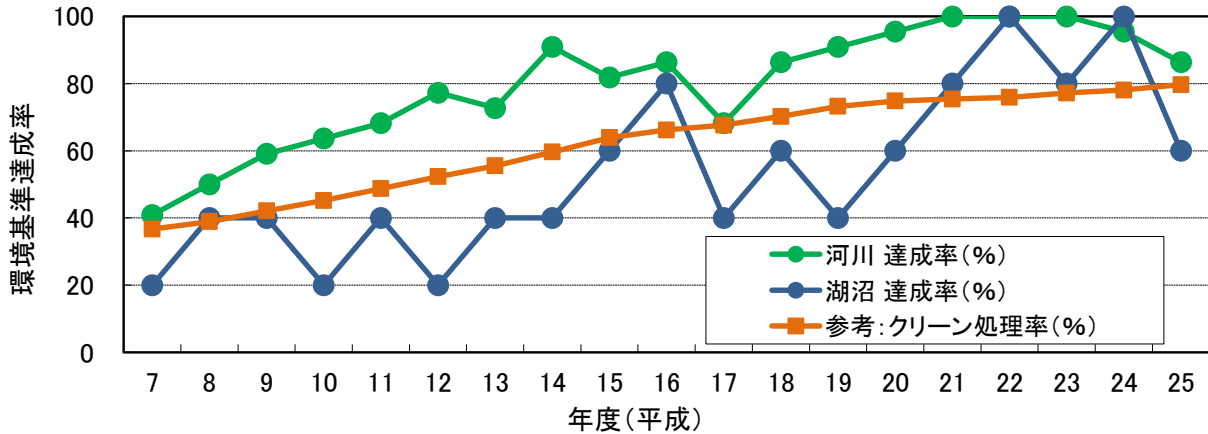
富士川富士橋	：年間75%値2.1 mg/リットル、環境基準2.0 mg/リットル
滝沢川新大橋	：年間75%値3.1 mg/リットル、環境基準3.0 mg/リットル
笛吹川三郡東橋	：年間75%値2.1 mg/リットル、環境基準2.0 mg/リットル
河口湖湖心	：年間75%値3.1 mg/リットル、環境基準3.0 mg/リットル
精進湖湖心	：年間75%値3.1 mg/リットル、環境基準3.0 mg/リットル

○ 水生生物の保全に係る環境基準項目（全亜鉛及びノニルフェノール）については、全ての地点において環境基準を達成した。

### ① 地点別測定結果



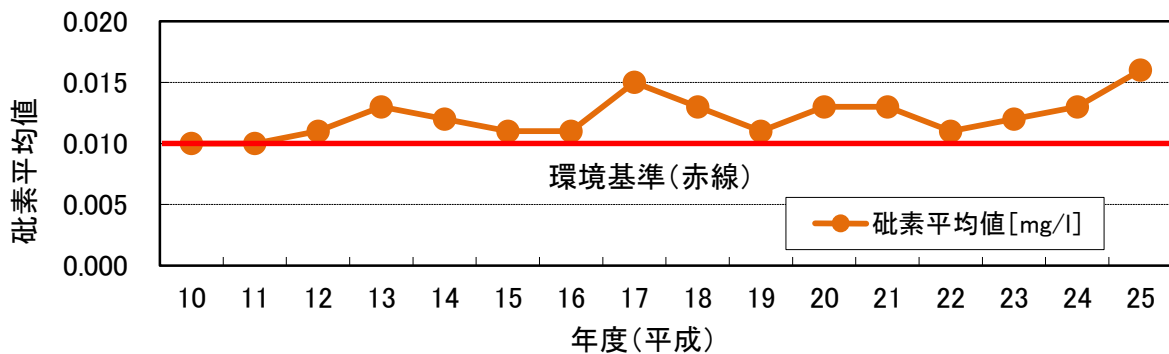
② 環境基準達成率の推移



II 人の健康の保護に関する環境基準項目の測定結果

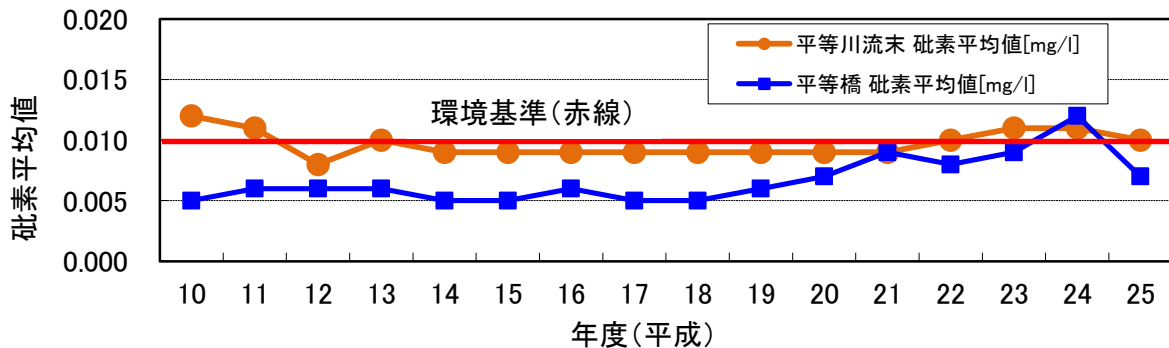
- 塩川ダム貯水池（北杜市須玉町）で、昨年度に引き続き、地質由来により砒素が環境基準を超過した。

(年間平均値 0.016 mg/l、環境基準 0.01 mg/l)



- 平等橋（甲府市川田町）及び平等川流末（甲府市落合町）では、平成 24 年度に地質由来により砒素が環境基準を超過したが、平成 25 年度は環境基準を達成した。

平等川流末：年間平均値 0.010 mg/l  
 平等橋：年間平均値 0.007 mg/l 環境基準 0.01 mg/l



- その他の項目（26項目）については、全ての地点で環境基準を達成した。

III 要監視項目の測定結果

- 測定した全ての項目（28項目）について、指針値以下であった。

# 平成25年度地下水測定結果の概要

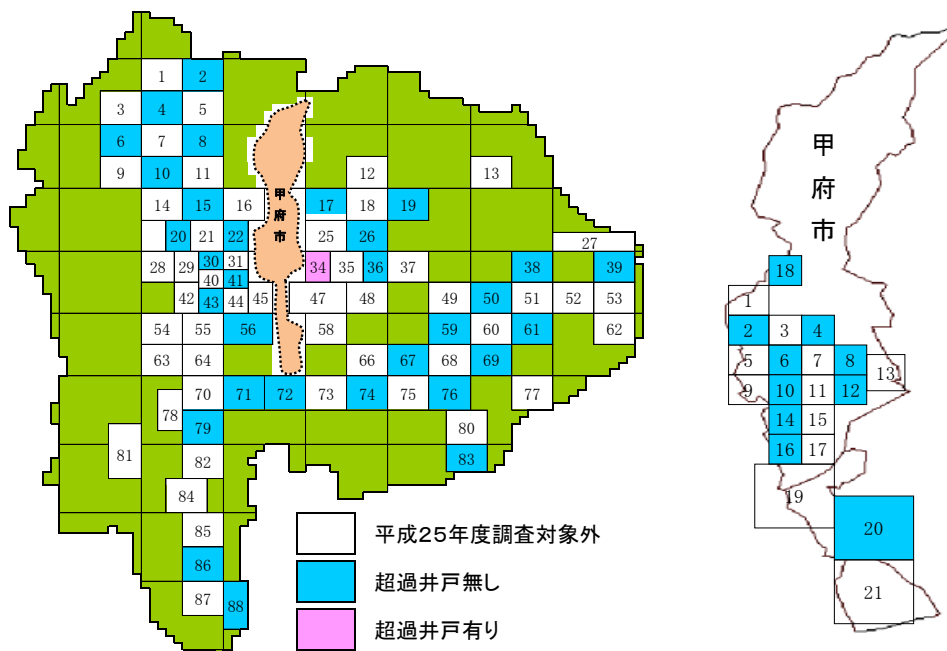
県内の地下水の水質汚染状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条の規定により作成した水質測定計画に基づき水質測定を実施した（測定は県及び甲府市が実施）。

## I 概況調査の結果

(1) ローリング方式（山梨県全体の地下水の状況を把握するため、山梨県内を102地区に分割し、2年又は4年で一巡するように全体を調査）

### ① 環境基準項目

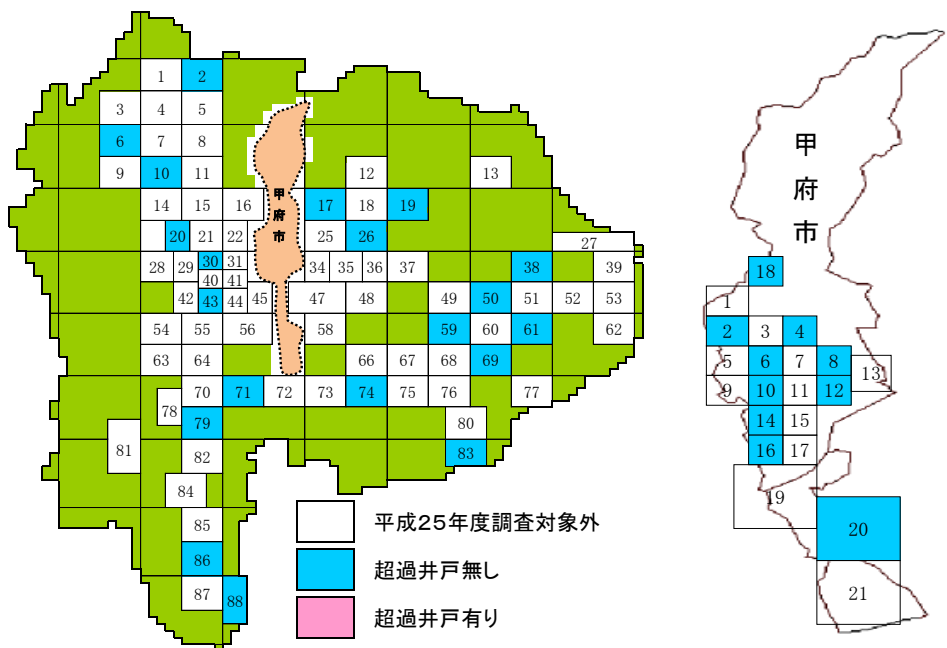
- 環境基準項目については、42地点で調査を実施したところ、1地点（笛吹市石和町窪中島）で砒素が環境基準を超過した（ $0.048\text{mg/L}$ 、環境基準 $0.01\text{mg/L}$ ）  
その他の項目については、全ての地点で環境基準を達成した。



(注) 超過井戸の存在状況をメッシュ単位で色付けしたものであり、地下水汚染の範囲を示すものではない

### ② 要監視項目

要監視項目については、30地点で調査を実施したところ、全ての地点で指針値を下回った。



- (2) 定点方式（利水的に重要な地域等において、重点的に汚染の発見又は濃度の推移等を把握することを目的に調査）
- 都留市田原、都留市四日市場、北杜市小淵沢町、忍野村忍草、韮崎市清哲町（2地点）、韮崎市長母石、中央市大田和、中央市極楽寺、及び上野原市鶴川の合計10地点で調査を実施したところ、測定した項目は全ての地点で環境基準を達成した。

## II 継続監視調査の結果

- 汚染が確認された地域について、継続的に監視を行うための調査
- 調査した37地点のうち25地点で環境基準を達成したが、12地点で引き続き環境基準を超過した。このため、今後も継続的な監視を行っていく。

環境基準超過井戸	環境基準内検出井戸	不検出井戸
12地点 (飲用井戸1)	20地点 (飲用井戸1)	5地点 (飲用井戸なし)

## III 汚染井戸周辺地区調査の結果

- 概況調査等において環境基準を超過したときに、原因究明及び汚染範囲の確定のために行う調査で、通常は年2回の測定後の翌年度に行う。しかし(2)については、1回目の調査で環境基準の2倍を超えて検出され、年間平均値で環境基準を超過することが判明したため、平成25年度に汚染井戸周辺地区調査を実施した。

### (1) 南部町本郷

平成24年度に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した南部町本郷の汚染井戸の周辺を調査したが、周辺には井戸が存在していなかった。なお、周辺には原因となる工場・事業場はなく、原因究明には至らなかった。

当該汚染井戸は、継続監視調査の対象井戸として継続的な監視を行っていくこととした。

### (2) 笛吹市石和町窪中島

平成25年度に砒素が環境基準を超過した笛吹市石和町窪中島の汚染井戸の周辺を調査したところ、21地点（笛吹市石和町窪中島、笛吹市石和町市部、甲府市川田町）のうち、3地点で環境基準を超過した。なお、周辺には原因となる工場・事業場はなく、平成3年度に自然的要因で広範囲に砒素の環境基準の超過が確認された笛吹市石和町市部地区と一体の地区であることから、自然的要因と考えられる。

このため、笛吹市石和町市部の継続監視調査井戸で今後も継続的に監視していくこととした。